

東弁28人第198号
2016年8月17日

第33回国分寺まつり実行委員会
会長 星野信夫 殿

東京弁護士会
会長 小林元治

人権救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏ほかからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴実行委員会に対し、下記のとおり要望致します。

記

第一 要望の趣旨

第31回及び第32回国分寺まつりにおいて、「国分寺9条の会」が出店の申込みを、「ちょっと待って原発の会」及び「Bye-Bye 原発／国分寺の会」がイベント参加の申込みを行ったことに対し、各回の国分寺まつり実行委員会が、「政治的な意味合いを持つ」との理由で出店、イベント参加を認めなかったことは、これらの団体に所属する申立人らの表現の自由を侵害するものでした。

よって、貴実行委員会に対して、今後は、申込みがあった者につき、「政治的な意味合いを持つ」との理由で、出店やイベント参加を拒むことのないよう、要望致します。

第二 要望の理由

一 認定した事実

1 国分寺まつりについて

(一) 概要

国分寺まつり（以下「本件祭り」という。）は、国分寺市制移行20周年を契機として1983（昭和58）年ころに始まったイベントである。

本件祭りは、国分寺まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催し、国分寺市（以下「市」という。）が後援している。

なお、市の制定した「国分寺まつり推進委員会設置要綱」によると、本件

祭りは「市民自らが実施する」ものとされているが、市職員が「推進委員会」を組織してその推進にあたるものとされており、また、その事務局としての事務は市庁舎内で市職員が担っている。

(二) 市の費用負担

市から主催の実行委員会に対し、補助金が交付されている。

その額は、2013（平成25）年の第30回から2015（平成27）年の第32回まで、いずれも466万円である。

(三) 本件祭りの日程及び会場

第31回本件祭りは2014（平成26）年11月2日（日）に都立武蔵国分寺公園で開催され、また、第32回本件祭りは2015（平成27）年11月1日（日）に同公園で開催された。

同公園は東京都が管理する施設であり、市は、同公園につき、2014（平成26）年の第31回本件祭り開催時には占用料16万3295円で、2015（平成27）年の第32回本件祭り開催時には占用料15万0685円で、東京都からそれぞれ占用許可を得て本件祭りの会場に供した。

2 実行委員会について

市の説明によると、実行委員会は市内の団体等から選出された者によって組織されたものであり、つまり市民の組織である。

しかし、1(一)のとおりその事務は市庁舎内で市職員が担っている。

3 出店等が認められなかったこと

(一) 第31回本件祭り

(1) 申立人Bは、2014（平成26）年7月9日、第31回本件祭りの実行委員会の事務局に対し、「国分寺9条の会」につき、書面を提出して出店（公園内の一定の区画を占有利用すること）の申込みをした。

(2) 同Cは、同月16日、同事務局に対し、「ちょっと待って原発の会」及び「Bye-Bye 原発／国分寺の会」につき、書面を提出してイベント参加（指定された場所で来場者対象の催し物やパフォーマンスをすること）の申込みをした。

(3) 同年8月21日、第31回本件祭りの実行委員会は、「国分寺9条の会 D」宛てに、「国分寺9条の会」につき、第31回本件祭りに出店を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、

「貴団体の出店内容は、政治的な意味合いを持つと認められることから、国分寺まつり実行委員会役員会出席者総意をもって」

決めた旨の理由が記載されていた。

- (4) 同日、同実行委員会は、「Bye-Bye 原発／国分寺の会 ちょっと待って原発の会 C」宛てに「Bye-Bye 原発／国分寺の会」「ちょっと待って原発の会」につき、第31回本件祭りに参加（通知書には「出店」とあるが、「イベント参加」の趣旨と思われる）を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、(3)と同様の理由が記載されていた。

(二) 第32回本件祭り

- (1) 申立人Aは、2015（平成27）年7月8日、第32回本件祭りの実行委員会の事務局に対し、「国分寺9条の会」につき、書面を提出して出店の申込みをした。

- (2) 同Cは、同月21日、同事務局に対し、「ちょっと待って原発の会」及び「Bye-Bye 原発／国分寺の会」につき、書面を提出してイベント参加の申込みをした。

- (3) 同年8月20日、第32回本件祭りの実行委員会は、「国分寺9条の会 D」宛てに、「国分寺9条の会」につき、第32回本件祭りに出店を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、

「貴団体の出店内容は、政治的な意味合いを持つと認められることから、国分寺まつり実行委員会役員会出席者総意をもって」

決めた旨の理由が記載されていた。

- (4) 同日、同実行委員会は、「Bye-Bye 原発／国分寺の会 ちょっと待って原発の会 E」宛てに「Bye-Bye 原発／国分寺の会」「ちょっと待って原発の会」につき、第32回本件祭りに参加を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、(3)と同様の理由が記載されていた。

4 3の出店等が認められなくなるまでの経緯（事情）

(一) 市議会総務委員会におけるやりとり

上記3(一)の前年にあたる2013（平成25）年11月4日、第30回本件祭りが開催され、その後の同月12日に、国分寺市議会の総務委員会で、F（自由民主党）及びG（無所属）の両議員から市に対し、以下の質問がなされた。

「国分寺まつり…に…非常に、政治的主張の団体が何点か散見された…。…ああいうことを許してしまうと、…何かまた別の政治的な思惑を持った団体の出店を断る理由もなくなると思うので、それは市民まつりとしての性

格とは甚だしくかけ離れるものになると思うので、ぜひともお断りするとか、ご遠慮頂くような方策というものを考えていただきたい…。」

(F)

「今、私の手元に国分寺まつりのパンフレットがありますけれども、さよなら原発、バイバイ原発、ちょっと待って原発の会。明らかに特定の方向に向いていますよ。…それを国分寺まつりという場において、原発反対という考え方に偏ってこれだけのブースが名を連ねているということは、明らかに補助金支出の対象としてはふさわしくありませんよ。…自治体として500万円からの市民の税金を投入するやり方ではない。いかがですか。」

(G)

これに対し、市の副市長は「御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという事で御理解いただきたいと思います。」と答弁した。

この後、更にG議員から、

「この話は原発だけではないよね。例えば、憲法9条にかかわってのブースもあります。…国分寺まつりという場は、…行事の名前のお祭りですよ。…政治的主張を御披露するのは別なところでやっていただきたい。」

との発言もなされた。

(二) 出店・参加の条件の変更

(1) 市長井澤邦夫が2014（平成26）年11月28日付で「国分寺9条の会代表」のD宛てに発出した文書によれば、(一)の総務委員会の後に開催された第30回本件祭りの第3回実行委員会役員会において、総務委員会が出た意見を事務局から伝え、同役員会では「第31回国分寺まつり実行委員会へ申し送りする」こととなった。

また、同文書によれば、第31回本件祭りの第1回実行委員会役員会において、第30回本件祭りの第3回実行委員会役員会と同様に、(一)の総務委員会が出た意見を事務局から伝えて説明をしたという。そして同役員会の議論により、「出店要綱」及び「参加要綱」が「改正」されたという。

(2) そこで、いかなる「改正」がなされたかを検討するために、申立人らが出店やイベント参加（以下、これらをまとめて「出店等」ということがある。）を認められた第30回本件祭りの参加募集広告と、出店等が認められなくなった第31回本件祭りの参加募集広告及び「出店要項」を比較する。

まず、第30回の参加募集広告では、参加条件は、「参加の適否を事務局

で審査」と記載されているだけである。これに対し第31回は、その参加募集広告によれば、「政治的・宗教的な意味合いのあるもの」は「参加不可」と記載されている。また、第31回の「出店要項」によれば、参加募集広告と同様、「政治的・宗教的な意味合いのある出店であるもの」は「参加をお断りします」とされている。かかる記載の対比からすると、「政治的・宗教的な意味合い」のあるものの参加を認めないようにする変更が、市長の説明文書のいう「改正」としてなされたことが認められる。

(三) 出店等の拒否

そして上記(二)(1)記載の文書によれば、その後の2014（平成26）年8月、第2回実行委員会役員会において、「改正」された要綱に基づいて出店者等について判断をしたとのことであり、この役員会で申立人らについて第31回本件祭りに出店等を認めることができないことが決まったと認定できる。

二 人権侵害性

1 第31回及び第32回の本件祭り実行委員会

(一) 両実行委員会の性格

第31回及び第32回の本件祭り実行委員会（以下「両実行委員会」という。）は、市の市長の説明によれば市民によって構成される組織であることが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

他方、両実行委員会は、それぞれの本件祭りの開催のために、市からそれぞれ金466万円の交付を受けている。また、実行委員会の事務局は市の庁舎内に設置され、事務局の事務は市職員が担っている。また、本件祭りは、都の管理する公園を市が同市の費用で借り上げて実施するものである。

これらの事情、即ち、公共団体からの多額の財政的援助の存在、市庁舎の市職員が事務局事務を担ってくれるという特権的待遇、公共施設（公園）を独占的に無償使用して実施する祭りであるという事情をふまえると、両実行委員会の性質は、単なる市民の組織ということとはできず、極めて公共性の強い組織であるということができ、その公共性の結果として、市とともに市民の人権を侵害してはならないという規律を受けるものというべきである。

(二) 申立人らの人権

(1) 申立人らは、「国分寺9条の会」、「ちょっと待って原発の会」または「Bye-Bye 原発／国分寺の会」という名称でグループを作り、第31回及び第32回の本件祭りに参加しようとした者である。

(2) 「国分寺9条の会」は、2004（平成16）年に大江健三郎らが発した「日

本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。」との「九条の会アピール」に賛同することを会員の唯一の条件として人びとが集まった団体であり、同会に属する者は、駅前での宣伝活動や毎月のニュースの発行などをしてきたものであって、会の存在とその活動をより多くの市民に認知してもらうために本件祭りに参加してきた。

かような動機によって本件祭りに参加することは、日本国憲法を守るという自身の見解を広める活動であり、かかる活動は表現の自由として憲法21条によって保障されている。

- (3) 「ちょっと待って原発の会」は、1986（昭和61）年4月のチェルノブイリ原発事故の後に設立された市民グループであり、原子力発電の危険性を多くの市民に伝えること等を目的に勉強会や集会を開き、活動をしてきた。

同会に属する者は、日頃の学習の結果を多くの市民に伝えて意見交換をするために本件祭りに参加してきた。

かような動機による本件祭りへの参加は、原子力発電は危険であるとの自身の見解を広め、また意見交換をするという活動であり、かかる活動も表現の自由として憲法21条によって保障されている。

- (4) 「Bye-Bye 原発／国分寺の会」は、福島第一原発の事故後の2011（平成23）年6月に結成した市民団体であり、原子力発電をなくして自然エネルギーによる電力供給の実現を目指し、定例会で情報交換をしたり、脱原発を呼びかけるチラシを作成し駅前で配布したりする等の活動を行なっている。

同会に属する者は、自身の集めた情報をパネルにまとめて展示し、市民に広く伝え、交流するために本件祭りに参加してきた。

かような動機による本件祭りへの参加は、原子力発電をなくし自然エネルギーによる電力供給を実現しようという自身の見解を広める活動であり、かかる活動も表現の自由として憲法21条によって保障されている。

(三) 出店等が認められなかったことの人権侵害性

- (1) 申立人らは、第31回及び第32回の本件祭りへの出店等の申込みを行ったが、それぞれの実行委員会は、これを認めなかった。

申立人らが本件祭りにおいて活動することが、申立人らの表現の自由として保障されることは(二)で述べた通りであり、よって、本件祭りに出店等ができなくなったことは、申立人らの表現の自由の行使が妨げられたことになる。

かように表現の自由の行使が妨げられたことが申立人らに対する人権侵害といえるかにつき、以下検討する。

- (2) 表現の自由は、思想及び情報の自由な伝達並びに交流を促進するものであるところ、これらの伝達及び交流は民主的な社会を維持発展させるために不可欠であり、よって、何らかの理由により表現の自由に対して制約が課されることがあったとしてもその制約は必要最小限のものでなければならぬ。

本件は、公園という公共施設における表現行為が問題となっており、かような事案の場合、規制の必要最小限性をどう考えるかについては、集会の自由に関して公共施設の利用拒否の合憲性が問題となった最3小判1995（平成7）年3月7日（民集49巻3号687頁）の判示が参考になる。同判決は

「集会の用に供される公共施設の管理者は、当該公共施設の種類に応じ、また、その規模、構造、設備等を勘案し、公共施設としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであって、これらの点からみて利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否し得るのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られる」

としている。

かかる判旨をふまえれば、申立人らの出店等を拒みうるのは、他の者の基本的人権が侵害される危険がある場合に限られるというべきである。

- (3) 一3の認定のとおり、両実行委員会が申立人らの出店等を認めなかった理由は、「政治的な意味合いを持つ」との一事である。

しかし、いうまでもなく、出店等が「政治的な意味合いを持つ」からといって他の基本的人権を侵害することにはならないのであり、よって、両実行委員会が出店等を認めない理由にはなんら合理性はない。

- (4) なお念のため、現実には、申立人らの出店等により他の者の基本的人権を侵害する危険があるかを検討する。

「国分寺9条の会」を通してその会員が本件祭りで行なおうとしたことは、(二)(2)のとおり、会の存在およびその活動をより多くの市民に認知してもらうことである。

また、「ちょっと待って原発の会」を通してその会員が本件祭りで行なおうとしたことは、(二)(3)のとおり、日頃の自身の学習の結果を多くの市民

に伝えて意見交換をするためである。

そして、「Bye-Bye 原発／国分寺の会」を通してその会員が本件祭りで行なおうとしたことは、(二)(4)のとおり、自身の集めた情報をパネルにまとめて展示し、市民に広く伝え、交流するためである。

これらからは、何ら他の者の基本的人権を侵害する危険性は看取されない。

また、申立人らのこれまでの出店等において何らかの問題が発生したことは証拠上全く認められず、また、申立人らの出店等を問題とした市議会総務委員会の議論においても、申立人らがこれまでの出店等において他の者の基本的人権を侵害するような行動をしたとは全く述べられていない。

これらの事情をふまえると、申立人らの出店等により他の基本的人権を侵害する危険があるとは到底言えない。

- (5) そうであるとすると、両実行委員会は、何ら合理的理由なく申立人らの第31回及び第32回の本件祭りへの出店等を拒んだのであり、両実行委員会のこれらの行為は、申立人らの表現の自由を侵害したものといわざるを得ない。

三 結論

以上の通り、両実行委員会が第31回及び第32回の本件祭りへの申立人らの出店等を拒んだ行為は、申立人らの表現の自由を侵害したものといえる。

よって、貴実行委員会に対し、本年度における相当な対応を求めるべく、第一の通りの要望をする。

以 上

東弁28人第199号
2016年8月17日

国分寺市長 井澤邦夫 殿

東京弁護士会
会長 小林元治

人権救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏ほかからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴市に対し、下記のとおり要望致します。

記

第一 要望の趣旨

第31回及び第32回国分寺まつりにおいて、「国分寺9条の会」が出店の申込みを、「ちょっと待って原発の会」及び「Bye-Bye 原発／国分寺の会」がイベント参加の申込みを行ったことに対し、各回の国分寺まつり実行委員会が、「政治的な意味合いを持つ」との理由で出店、イベント参加を認めなかったことにつき、貴市が、これを黙認するだけでなく、漫然と市報に出店の広告を掲載して、両実行委員会の判断を助長したことは、これらの団体に所属する申立人らの表現の自由を侵害するものでした。

そこで、貴市におかれては、今後は、国分寺まつり実行委員会に対し、「政治的な意味合いを持つ」との理由で、出店、イベント参加を拒むことのないよう適切に働きかけをするとともに、「政治的な意味合いを持つ」との理由で出店、イベント参加が拒まれることがないことを、広く市民に広報されたく、要望致します。

第二 要望の理由

一 認定した事実

1 国分寺まつりについて

(一) 概要

国分寺まつり（以下「本件祭り」という。）は、国分寺市制移行20周年を契機として1983（昭和58）年ころに始まったイベントである。

本件祭りは、国分寺まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催し、貴市（以下単に「市」という。）が後援している。

なお、市の制定した「国分寺まつり推進委員会設置要綱」によると、本件祭りは「市民自らが実施する」ものとされているが、市職員が「推進委員会」を組織してその推進にあたるものとされており、また、その事務局としての事務は市庁舎内で市職員が担っている。

（二）市の費用負担

市から主催の実行委員会に対し、補助金が交付されている。

その額は、2013（平成25）年の第30回から2015（平成27）年の第32回まで、いずれも466万円である。

（三）本件祭りの日程及び会場

第31回本件祭りは2014（平成26）年11月2日（日）に都立武蔵国分寺公園で開催され、また、第32回本件祭りは2015（平成27）年11月1日（日）に同公園で開催された。

同公園は東京都が管理する施設であり、市は、同公園につき、2014（平成26）年の第31回本件祭り開催時には占用料16万3295円で、2015（平成27）年の第32回本件祭り開催時には占用料15万0685円で、東京都からそれぞれ占用許可を得て本件祭りの会場に供した。

2 実行委員会について

実行委員会は市内の団体等から選出された者によって組織されたものであり、つまり市民の組織である。

しかし、1（一）のとおりその事務は市庁舎内で市職員が担っている。

3 出店等が認められなかったこと

（一）第31回本件祭り

(1) 申立人Bは、2014（平成26）年7月9日、第31回本件祭りの実行委員会の事務局に対し、「国分寺9条の会」につき、書面を提出して出店（公園内の一定の区画を占有利用すること）の申込みをした。

(2) 同Cは、同月16日、同事務局に対し、「ちょっと待って原発の会」及び「Bye-Bye 原発／国分寺の会」につき、書面を提出してイベント参加（指定された場所で来場者対象の催し物やパフォーマンスをすること）の申込みをした。

(3) 同年8月21日、第31回本件祭りの実行委員会は、「国分寺9条の会 D」宛てに、「国分寺9条の会」につき、第31回本件祭りに出店を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、

「貴団体の出店内容は、政治的な意味合いを持つと認められることから、
国分寺まつり実行委員会役員会出席者総意をもって」

決めた旨の理由が記載されていた。

- (4) 同日、同実行委員会は、「Bye-Bye 原発／国分寺の会 ちょっと待つて原発の会 C」宛てに「Bye-Bye 原発／国分寺の会」「ちょっと待つて原発の会」につき、第31回本件祭りに参加（通知書には「出店」とあるが、「イベント参加」の趣旨と思われる）を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、(3)と同様の理由が記載されていた。

(二) 第32回本件祭り

- (1) 申立人Aは、2015（平成27）年7月8日、第32回本件祭りの実行委員会の事務局に対し、「国分寺9条の会」につき、書面を提出して出店の申込みをした。

- (2) 同Cは、同月21日、同事務局に対し、「ちょっと待つて原発の会」及び「Bye-Bye 原発／国分寺の会」につき、書面を提出してイベント参加の申込みをした。

- (3) 同年8月20日、第32回本件祭りの実行委員会は、「国分寺9条の会 D」宛てに、「国分寺9条の会」につき、第32回本件祭りに出店を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、

「貴団体の出店内容は、政治的な意味合いを持つと認められることから、
国分寺まつり実行委員会役員会出席者総意をもって」

決めた旨の理由が記載されていた。

- (4) 同日、同実行委員会は、「Bye-Bye 原発／国分寺の会 ちょっと待つて原発の会 E」宛てに「Bye-Bye 原発／国分寺の会」「ちょっと待つて原発の会」につき、第32回本件祭りに参加を認めることができない旨を文書で通知した。

同文書には、(3)と同様の理由が記載されていた。

4 3の出店等が認められなくなるまでの経緯（事情）

(一) 市議会総務委員会におけるやりとり

上記3(一)の前年にあたる2013（平成25）年11月4日、第30回本件祭りが開催され、その後の同月12日に、市議会の総務委員会で、F（自由民主党）及びG（無所属）の両議員から市に対し、以下の質問がなされた。

「国分寺まつり…に…非常に、政治的主張の団体が何点か散見された…。…ああいうことを許してしまうと、…何かまた別の政治的な思惑を持った団体の出店を断る理由もなくなると思うので、それは市民まつりとしての性格とは甚だしくかけ離れるものになると思うので、ぜひともお断りするというか、ご遠慮頂くような方策というものを考えていただきたい…。」

(F)

「今、私の手元に国分寺まつりのパンフレットがありますけれども、さよなら原発、バイバイ原発、ちょっと待って原発の会。明らかに特定の方向に向いていますよ。…それを国分寺まつりという場において、原発反対という考え方に偏ってこれだけのブースが名を連ねているということは、明らかに補助金支出の対象としてはふさわしくありませんよ。…自治体として500万円からの市民の税金を投入するやり方ではない。いかがですか。」

(G)

これに対し、市の副市長は「御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという事で御理解いただきたいと思います。」と答弁した。

この後、更にG議員から、

「この話は原発だけではないよね。例えば、憲法9条にかかわってのブースもあります。…国分寺まつりという場は、…行事の名前のお祭りですよ。…政治的主張を御披露するのは別なところでやっていただきたい。」

との発言もなされた。

(二) 出店・参加の条件の変更

(1) 井澤邦夫市長が2014（平成26）年11月28日付で「国分寺9条の会代表」のD宛てに発出した文書によれば、(一)の総務委員会の後に開催された第30回本件祭りの第3回実行委員会役員会において、総務委員会が出た意見を事務局から伝え、同役員会では「第31回国分寺まつり実行委員会へ申し送りする」こととなった。

また、同文書によれば、第31回本件祭りの第1回実行委員会役員会において、第30回本件祭りの第3回実行委員会役員会と同様に、(一)の総務委員会が出た意見を事務局から伝えて説明をしたという。そして同役員会の議論により、「出店要綱」及び「参加要綱」が「改正」されたという。

(2) そこで、いかなる「改正」がなされたかを検討するために、申立人らが出店やイベント参加（以下、これらをまとめて「出店等」ということがあ

る。)を認められた第30回本件祭りの参加募集広告と、出店等が認められなくなった第31回本件祭りの参加募集広告及び「出店要項」とを比較する。

まず、第30回の参加募集広告では、参加条件は、「参加の適否を事務局で審査」と記載されているだけである。これに対し第31回は、その参加募集広告によれば、「政治的・宗教的な意味合いのあるもの」は「参加不可」と記載されている。また、第31回の「出店要項」によれば、参加募集広告と同様、「政治的・宗教的な意味合いのある出店であるもの」は「参加をお断りします」とされている。かかる記載の対比からすると、「政治的・宗教的な意味合い」のあるものの参加を認めないようにする変更が、市長の説明文書のいう「改正」としてなされたことが認められる。

(三) 出店等の拒否

そして上記(二)(1)記載の文書によれば、その後の2014(平成26)年8月、第2回実行委員会役員会において、「改正」された要綱に基づいて出店者等について判断をしたとのことであり、この役員会で申立人らについて第31回本件祭りに出店等を認めることができないことが決まったと認定できる。

二 人権侵害性

1 第31回及び第32回の本件祭り実行委員会の性格

第31回及び第32回の本件祭り実行委員会(以下「両実行委員会」という。)は、市民によって構成される組織であることが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

他方、両実行委員会は、それぞれの本件祭りの開催のために、市からそれぞれ金466万円の交付を受けている。また、実行委員会の事務局は市の庁舎内に設置され、事務局の事務は市職員が担っている。また、本件祭りは、都の管理する公園を市が同市の費用で借り上げて実施するものである。

これらの事情、即ち、公共団体からの多額の財政的援助の存在、市庁舎の市職員が事務局事務を担ってくれるという特権的待遇、公共施設(公園)を独占的に無償使用して実施する祭りであるという事情をふまえると、両実行委員会の性質は、単なる市民の組織ということとはできず、極めて公共性の強い組織であるということができ、その公共性の結果として、市とともに市民の人権を侵害してはならないという規律を受けるものというべきである。

2 市の人権侵害性の有無

(1) 市は、両実行委員会にそれぞれ466万円の補助金を交付し、また、実行委員会の事務局を庁舎内に設置し、事務局の事務を市職員に担わせている。

また、本件祭りは、都の管理する公園を相手方市が同市の費用で借り上げて実施しているものである。

かように市は、自身の強い関与によって本件祭りを実現させているのであり、かかる関与によって前述1の如く実行委員会が公共性を帯びているのであるから、本件祭りの運営につき、挙げて実行委員会に任せて全く関知しないということは相当ではなく、実行委員会がその公共的役割を全うするよう関与することが市には求められるというべきである。

とりわけ、本件祭りの空間は、市が主体的に関与をして市民の集まる場を作り出したものであり、一種のパブリック・フォーラムとして表現の自由の保障が強く及ぶ空間だというべきであるから、実行委員会が市民の表現の自由を侵害することのないよう、市には適切な関与をすることが要請されるのである。

- (2) かかる観点からいうと、第31回及び第32回の本件祭りにおいて、申立人らが出店等の申込みをしたのに対し、「政治的な意味合いを持つ」との理由で、これを認めなかった両実行委員会の行為については、申立人らの表現の自由を侵害するものであることが明らかなのであるから、そのパブリック・フォーラムを実現した市としては、出店等を認めるよう両実行委員会に働きかけるべきであったといえる。

更に言えば、そもそも市報に掲載された出店等の勧誘を行う広告に、「参加不可」の事由として、「政治的な…意味合いのある出店である（こと）」を挙げていること自体、何ら合理的な理由なく出店等を制限するものであって、文面上表現の自由を侵害するものというべきであるから、かかる広告の文言（仮にそのような要綱があるのであればその要綱自体）を再考するよう実行委員会に働きかけるべきであったといえる。

- (3) 以上の次第であり、市は、両実行委員会が申立人らの第31回及び第32回本件祭りへの出店等を認めなかったことにつき、何の対応もせず黙認し、それどころか、漫然と市報に広告の掲載をさせて両実行委員会の判断を助長したものと見え、申立人らの人権を侵害したというべきである。

三 結論

以上の通り、第31回及び第32回の本件祭りにおける市の対応は、申立人らの人権を侵害したものである。

よって、今後は、このような対応を行わないよう、第一の通りの要望をする。

以上